

## 住宅リフォーム補助事業の申請者（施工業者）様へ

住宅リフォーム工事補助金の交付申請後については、次の点にご注意下さい。

- 施工業者との契約は、市役所から申請者に郵送される交付決定通知書を受け取った後に書面にて行って下さい。  
また、工事費の支払い後には必ず領収書をもらうようにして下さい。  
なお、契約書に記載される契約金額は、提出された見積書の金額と同一でなければなりません。
- 交付決定を受けた後に追加工事が生じる等の申請内容（工事内容）に変更が生じたときは、速やかに変更の申請を行って下さい。  
また、住宅リフォーム事業を中止した場合は、速やかに中止の申請を行って下さい。  
なお、手続きが行われない場合は交付決定が取り消しになることもありますのでご注意ください。
- 事業の完了後には、完了日から30日以内又は交付決定年度の1月末日（土日祝日の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに実績報告書等の提出が必要となりますので、下記書類を提出して下さい。

- ①補助事業等実績報告書
- ②事業報告書
- ③収支決算（見込）書
- ④工事写真（工事着手前、工事施工中並びに工事完了後）
- ⑤工事写真の撮影場所を明記した図面
- ⑥契約書の写し及領収書の写し
- ⑦補助金等交付請求書
- ⑧通帳表紙のコピー

### 【工事写真の撮影方法】

- ・住宅リフォーム補助事業の対象となる工事箇所を必ず撮影して下さい。
- ・工事着手前と工事完了後の写真は、同一の工事箇所、同一の方向で撮影して下さい。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)  
八街市都市計画課建築住宅係  
TEL 043-443-1430